昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年八月十五日発行　SSKP　通巻第7484号

SSKP 脊損ニュース 8月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲岡山いこいの村

〒701－4501
岡山県瀬戸内市邑久町
虫明太平山5652－11

ＴＥＬ　０８６９－２５－０６８６
ＦＡＸ　０８６９－２５－２１４４

https://www.ikoi-okayama.com

バリアフリールーム　２室
和洋室(和室＋洋室ツイン仕様)
１泊　２食付　１名につき
￥１０，０００～

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　編集部）

〈８月号目次〉

労災ＷＧ　情報提供
長期家族介護者援護金の支給に係る
留意事項等について …… 3

就学訴訟の波紋　その２
排除する地域あらわ …… 7

寄稿　今こそ問われる『優生思想』
福岡県支部　久保親志 …… 9

障がいプロフィール …… 12

万華鏡15・豪雨災害支援金のお願い …… 16

減災《減災意識をたかめる》 …… 17

組織部報告・編集後記 …… 19

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.8.15 SSKP 通巻第7484号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーベッドマット

汗をかいてもムレずに寝心地抜群！

◆ 高い吸汗性と通気性で寝心地は常にさらさら！
◆ 安眠布団としても最適！

※ セミダブル・ダブルもあります。
※『労働災害補償保険』対象商品です。
詳しくはお問い合わせください。

シングル
74,800円(税込)

【中綿】シリコンファイバー100%
【側地】表面：綿35%・ポリエステル65%（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100%

ソフタッチユーホー車椅子パッド

長時間座ってもムレを防いで座り心地最高！

◆ 暑さがつらい外出時でも汗をすばやく吸収するため快適！

レギュラー・ハード
15,400円(税込)

※ 長×幅×厚(cm)：【レギュラータイプ】41×46×8　【ハードタイプ】39×39×8
※「車椅子パッド」は座布団、背あて、腰あてとしてもお使いになれます。
※ 運動選手の方など、80kg以上の方用にハードタイプもご用意しております。

アームチェアパッド
31,900円（税込）

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

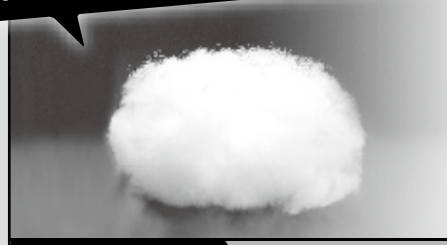

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長

- ＮＡＳＡでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント **シスコラも販売中！**

4箱以上セットのご注文の場合は、送料無料で更にお得!!

メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ **03-3377-2361**

日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

労災ＷＧ …… **情報提供**

事　務　連　絡
令和元年７月８日

都道府県労働局
　労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災管理課長補佐（企画担当）

長期家族介護者援護金の支給に係る留意事項等について

長期家族介護者援護金（以下「援護金」という。）の支給については、平成７年４月３日付け基発第199号「長期家族介護者援護金の支給について」により取り扱われてきたところである。

同通達においては、毎年度、援護金の支給状況について、各都道府県労働局長が本省労働基準局労災管理課あて報告することとしているが、今般、平成30年度における援護金の支給状況を精査したところ、申請書受付日から支給決定日まで数カ月を要している事案や、 処理期間に１ヶ月以上を要したにも関わらず申請人に適切な連絡を行っていなかった事案が散見された。

これまで、平成21年３月31日付け事務連絡「長期家族介護者援護金の支給に係る留意事項について」、平成26年６月23日付け事務連絡「長期家族介護者援護金の事務処理における取扱いについて」及び平成27年９月３日付け事務連絡「長期家族介護者援護金の事務処理における取扱いについて」を発出しているところであるが、改めて下記に留意の上、支給対象者に対して適切に対応していただくとともに、援護金の事務処理について、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

１　職員に対する制度の周知について

会議や研修などの機会を活用し、今一度、職員に対して援護金の制度について周知を図ること。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.8.15 SSKP 通巻第7484号

2　窓口での対応について

障害等級第１級の障害（補償）年金又は傷病等級第１級の傷病（補償）年金を10年以上受給していた者の遺族等、援護金の支給対象者に該当する可能性がある者から相談があった場合には、援護金の制度について説明を行うこと。

特に、それらの者からの遺族（補償）給付の請求について不支給決定を行った際には、援護金の制度の説明を徹底すること。

また、円滑な説明のために、新たに説明資料（資料１参照）を作成したので、必要に応じて活用すること。

3　援護金の処理期間について

平成25年10月21日付け基発1021第１号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」及び平成26年７月10日付け基発0710第５号「『社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について』の一部改正について」で示されたとおり、援護金の支給又は不支給決定は標準処理期間を１カ月とされていることを踏まえ、迅速・適正な処理を行うこと。

4　処理期間に１カ月以上を要する場合の取扱いについて

不備返戻に対する請求者の応答が長期間かかるなど、やむを得ない理由による処理の遅れなどがみられるところであるが、３において定めた標準処理期間１カ月を経過した事案及び経過することが予想される全ての事案については、担当者から申請人に、支給決定に要すると予想される期間及び当該期間を要する理由を連絡の上、迅速・適正な処理に努めること。

援護金は、被災者遺族の生活の激変の緩和を図るものであり、当該援護金の支給は申請人にとって重要であることから、標準処理期間である１カ月を経過する事案については、必ず事前に申請人に連絡を行うこと。

5　援護金の事務処理の進捗管理について

局においては、処理経過簿（様式１参照）を作成するなど進捗管理手法を検討し、３、４について確実に実施すること。

6　「長期家族介護者援護金支給状況報告書」について

平成７年４月３日付け基発第199号「長期家族介護者援護金の支給について」に基づき毎年報告を求めている「長期家族援護金支給状況報告書」の「支給年月日」については、引き続き「支給決定年月日」または、「不支給決定年月日」を記載すること。

資料1

長期家族介護者援護金制度

遺族（補償）給付が受けられない場合であって、長期に被災者の介護を行ってきたなど、一定の要件を満たす遺族は、長期家族介護者援護金を受けることができます。

① 制度の概要

一定の障害により、障害等級第１級の障害（補償）年金または傷病等級第１級の傷病（補償）年金を10年以上受給されていた方が、業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給するものです。

② 支給内容

遺族に対して、100万円が支給されます（援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上の場合には、100万円をその数で除して得た額）。

③ 申請の手続

長期家族介護者援護金支給申請書に必要事項を記入し、管轄の労働基準監督署長を経由して、管轄の都道府県労働局長に提出してください。

④ 支給対象者

次のいずれの要件も満たす方が支給対象者です。

１　障害等級1級の障害(補償)年金又は傷病等級1級の傷病(補償)年金の受給者（ただし、受給期間が10年以上の者に限る。)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
（１）神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること。
（２）胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
（３）せき髄の著しい障害により、常に介護を要すること。

２　妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること(順位等については遺族(補償)年金の支給の場合に準ずること)。

３　遺族(補償)給付を受給することができないこと。

４　生活困窮者(所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者)であること。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.8.15 SSKP 通巻第7484号

様式1

長期家族介護者援護金に係る事務処理

申請者名　［　　］

局受付日　　年　　月　　日

申請者への連絡期限　　年　　月　　日

※上記には局受付日の1ヶ月後の年月日を記載すること。

支給決定日　　年　　月　　日

年月日	処理内容	担当者	その他記載事項

評論・その背景を探る

就学訴訟の波紋 その2

排除する地域あらわ

障害の有無に関わらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」への道のりはかくも険しいのか。重度の障害があり、人工呼吸器を利用する光菅和希君（8）と両親が川崎市立小学校への就学を求めたが、教育行政と司法によって阻まれた。障害のない子には当たり前に保障されている小学校就学を手にするためには、もはや住み慣れた地域から出ていかざるを得なかった。

地域を追われた光菅さん家族が直面したのは何だったのか。それは、行政と司法によって地域の学校から排除されたあげく、地域そのものからも排除される「二重の排除」という不条理にはほかならなかった。

■対話の欠如

思い起こされるのは呼吸器を利用する名古屋市立中学3年生の林京香さん（15）と向き合う校長の言葉だ。「地域に住む子が地域の学校に通いたいのであれば、呼吸器を付けていようと拒むことはない。拒む理由は何もない」。淡々とした語り口からは、当たり前の対応をしているだけとの自負が伝わってきた。

拒否したり排除したりしないというその考えは、入学後の学校生活でも一貫している。「同世代の子たちと一緒に育ってほしい」と願う両親と対話を重ねて協力を得ながら、共に学ぶ試みを重ねている。

例えば水泳の授業では、京香さんに手動式呼吸器で空気を送る必要があり、手慣れた父の智宏さん（44）に協力を仰いだ。クラスメートが平泳ぎを習うのに合わせ、あおむけのまま泳ぐ京香さんの足を泳法通りに動かして共に学んだ。

課題ももちろんある。京香さんにどう接すればいいか戸惑う生徒もいて、「共に学ぶ」ことが常に実践できているわけではないという。だが、そうした試行錯誤の過程も生徒にとっては学びになると考え、誰も排除しない学校づくりに努めている。その実践から見えてくるのは、たとえ重度の障害があっても「共に学ぶ」ことをはなからできないと決めつけず、何ができるかを教員や保護者らが一緒に考えて行動しているということだ。

今回の裁判で浮かび上がった川崎市教育委員会の姿勢は、それとは対照的だった。「排除しない」という姿勢も対話の姿勢も欠如していた。

市教委は、和希君が意思表示に困難を抱えているとして、教育的ニーズはコミュニケーション能力を育むことにあると主張。「専門的な個別支援を行える特別支援学校が最適な学びの場」とした。それは、子どもの成長を願う「善意」からなされた判断なのかもしれないが、本人や保護者のニーズとは異なっていた。インクルーシブな幼稚園での経験を踏まえ、子どもと関わり合いながら学び、育つことを求めていたからだ。

ところが市教委は一方的に決めたニーズに固執した上に、「市立小で呼吸器利用者を受け入れた前例がない」「衝突事故があったら命に関わる」などとして小学校で受け入れることができない理由を並べ立てることに終始した。本人と保護者のニーズに応えるためにはどうすればいいか、対話を重ねて一緒に考える努力をしなかったことは歴然としていた。判決もまた、市と県の教委の判断を追認するだけだった。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2020.8.15 SSKP 通巻第7484号

障害者が生活していく上でのニーズは長らく、専門家や支援者によって一方的に決められてきた。そうして意に反して施設に入所させられるなどして自分らしい生き方を阻まれてきた現状に対し、「ニーズを決めるのは当事者」「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と異を唱えてきたのが障害者運動の歴史だ。

どんな環境で何をどのように学びたいか。そこに本人や保護者の意向が全く反映されないのなら、学びとはいったい誰のためにあるのかと考えざるを得ない。子ども本人が自分らしく生きていくためにこそあるのは論をまたず、そうであるなら、本人と保護者の希望が「どうすれば実現可能か」と悩みながらも力を尽くすことこそ教育行政や学校現場の役割ではないか。

訴訟が結審した1月9日の口頭弁論が脳裏に刻まれている。和希君が幼稚園で共に学んだ日々を収めた映像が法廷で流された。運動会で母の悦子さんに車いすを押してもらいながら疾走する様子も映し出された。被告席にいた市教委職員は目をつぶり、映像を見ようとはしなかった。本人と保護者のニーズに向き合えていないことを象徴するシーンだった。

■空疎な憲章

教育行政が「善意」から「ニーズ」「専門性」という名目で共に学ぶ機会を奪うとき、当事者は学校のみならず地域からも排除される。和希君一家の転居はそのことを端的に物語っている。川崎が、神奈川が、誰かを排除する地域であることをあらわにしてしまった。

障害者19人の命が奪われた津久井やまゆり園事件を機に、県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。条文の一部にはこうある。

＜私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します＞

＜私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します＞

また、川崎市は全国に先駆けて2000年に「子どもの権利条例」を制定し、障害を理由にした差別を禁じた。さらには、在日コリアンへのヘイトスピーチを規制する目的で19年12月に制定した「差別のない人権尊重のまちづくり条例」でも、同様の規定を設けた。いずれも先進的な条例と受け止める関係者は少なくない。

だが、光菅さん家族の歩みに思いをはせるとき、憲章や条例の文言は空疎に響く。川崎から出ていかざるを得ない状況に追い込んだことを差別といわずになんと言おう。一人の障害のある子の人生が、そして障害のある子をケアしている両親の人生が軽んじられるようであれば、憲章も条例も絵に描いた餅にすぎない。

■誰の問題か

今回の就学問題は、川崎と神奈川の教育が、そして司法が、障害者の排除に加担したとして歴史に刻まれることになるだろう。やまゆり園事件が起きた神奈川で排除が繰り返される事態に、問題の根深さを感じざるを得ない。

行政と司法だけが問われているわけではない。行政の判断は、障害に応じて学ぶ場を分けるのは当たり前という世論に支えられている側面があるからだ。

「通常学級で学ばせたいなんて親のわがまま」「授業のペースが遅くなり、他の子たちにとっては迷惑な話」「特別支援学校に行って、その子にあった教育を受けたほうがいい」

インターネット上に飛び交う意見は、実社会でも根強い。インクルーシブ教育を阻む壁は、この社会のあちこちに存在している。

和希君は東京都内の転居先で小学校就学が認められたが、それでもって終わる話ではない。排除の芽は摘まれぬまま、川崎に、神奈川に残っている。だからこそ、排除する行政、地域であってほしくないのであれば、住民も今回の問題と無関係ではいられない。一家の学校選択の話に矮小化してはならない。私たちが暮らす地域社会の問題だ。

「この地域にあなたがいてほしい」

「あなたがいられる地域にしたい」

そう言えるつながりが地域に紡がれていけば、本来は住民の権利を保障する立場の行政も排除に無自覚ではいられなくなるだろう。共生に向けて地域もまた問われている。

神奈川新聞

寄　稿

今こそ問われる『優生思想』

福岡県支部　久保　親志

2019年10月12日に、久留米特別支援学校で行われた藤井克徳氏の講演会に出かけた。講演の表題は、今こそ問われる『優生思想』～障害者権利条約から障害者差別解消法そして条例づくりへ～。

藤井氏は、日本障害者協議会代表、日本障害フォーラム副代表、きょうされん専務理事、その他多くの障害者団体の役職在任中である。講演のあらましを示すことにする。

Ⅰ 障害者は特別な人か

１、障害者の実数(厚労省の最新データから)。
２、障害は例外なくすべての人びとに。

Ⅱ 障害者の今

１、看過できない事象。
①「やまゆり園」事件の発生（2016年７月26日未明　19人の刺殺27人が刺傷)。
②「座敷牢」（監禁）状態の発覚（2017年から2018年にかけて、今年の７月も)。
③変わらない社会的入院・社会的入所問題ならびに身体拘束。
④国による障害者雇用の水増し問題（水増し問題の５段階　官製の障害者排除・差別)。
⑤釈然としない優生保護法被害者への国の対応。
⑥その他（出生前診断、安楽死問題など)。
２、看過できない事象に共通する三つのポイント。
①優生思想（障害者への排除や差別、社会防衛的な考え方とも重なりながら)。
②標的の多くが無抵抗者（犠牲は知的障害者と精神障害者に集中)。
③不可逆的な被害(元の人生や状態に戻れない)。

Ⅲ障害のある人の過去

①世界を覆った優生思想。
②ナチス・ドイツ時代と障害者。
③恐怖のＴ４作戦。

Ⅳ優生思想にどう対峙するか

１、優生思想は人によって生み出されたもの、人でしか克服できないもの。
２、障害者の置かれている状況を好転させること（市民意識と政策との関係)。
３、障害者権利条約を社会と心の隅々に（新たな障害者観　固有の尊厳)。

Ⅴ参加者のみなさんへ

①集まること。②学ぶこと。③つながること。④伝えること。⑤動くこと。

Ⅵむすび

講演会のまとめ

津久井やまゆり園での殺傷事件から３年を経た。抵抗することもかなわず一方的にいのちを奪われ、心身を傷つけられたこの事件から、私たちは改めていのちの重さ、尊さを噛みしめている。「生きたかった」という19人の声にならなかった悔しさや思いをこれからもしっかりと受け止めて生きていきたいと思っている。

昨年夏に発覚した中央省庁等での障害者雇用「水増し問題」は、まさに行政における障害者排除に他ならない。

精神科病院への社会的入院や隔離拘束の問題もまったく改善していない。また、障害のある子の排除を可能にする「出生前診断」も安易な方向に導かれているようである。

一方、旧・優生保護法被害裁判には全国７地裁で20人の原告が立ち上がっている。仙台地裁での最初の判決では、「優生保護法」の憲法違反を認めつつも、原告の訴えは棄却されたのである。子どもをもつか、もたないかの選択の権利を奪われ、「国の法律」によって元に戻らない体にされたことの重さを考え

ると、納得できない判決である。

「障害者権利条約」第８条は、障害者に関する社会全体の意識の向上を定めている。その責務は、政府は当然のこととして、立法府・行政府・司法府、地方自治体にある。

更に、「障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行と戦うこと」とある。我々は、より多くの人びとと広く手をつなぎ、優生思想に向き合いながら、障害のある人の声やありのままの姿を社会に広く響かせ、互いの生きる権利を認め合い、だれもが「生きていてよかった」と実感できる社会の実現を目指して行きたいと考える。

Ｔ四作戦を再考する

今年は第二次世界大戦、「Ｔ四作戦」から80年がたつ。約４年前に戦後70年を節目にハートネットＴＶとＥＴＶ特集で、ナチス・ドイツが障害者を20万人以上虐殺したドキュメンタリーが放送され、大きな反響を呼んだ。藤井氏の、講演から再度この番組を紐解きたい。第二次世界大戦中のナチス・ドイツ政権によるユダヤ人大虐殺はあまりにも有名である。いわゆる「ホロコースト」だ。600万人ものユダヤ人の大量犠牲者を出したといわれている。

ユダヤ人大虐殺が始まるはるか前から、ドイツでは障害者たちは「生きる価値がない」とされ、20万人以上の心身障害者や知的障害者、さらに病者・患者がガス室等で「安楽死」させられていたのだ。

この「安楽死」プログラムは、熱狂的ナチ党員だけでではなく、多くの医師、医療担当者たちも関わっていた。また、多くの市民が気づいていながらも「沈黙を守り」次第にエスカレートしていったものだったという。なぜか、現在近くの国が思い浮かんできて興味深く番組に吸い込まれていく。

安楽死プログラムとは

今回、日本障害者協議会代表の藤井克徳氏がドイツを訪ねる。当時のドイツと今のあり方と、日本を見つめ、過去の悲劇を繰り返さぬため何が必要かを学んでいく。「過去に目をそらす者は現在にも盲目になる」と、いうヴァイツゼッカー大統領の「荒れ野の40年」（1985年５月８日ドイツ連邦議会演説）の言葉からこの番組は始まった。藤井氏が立ち寄った場所は、安楽死プログラムいわゆる「Ｔ四作戦」の記念碑のある場所だ。ベルリンの所在地住所、ティーアガルテン通り四番地名から付けられている。20万人もの、精神障害者や知的障害者が、ガス室で安楽死させられた。その裏には、ドイツ人の「優生学的思想」また障害者の「財政的負担」のプロパガンダとして「生きるに値しない命」を強調したことにある。2010年、「ドイツ精神医学精神療法神経学会」が長年の沈黙を破り、自分たち医師が患者殺害に関わったことを謝罪したのだ。これを、きっかけに現在、真実に向き合う動きが始まっていることを知らされた。

藤井氏は、「Ｔ四作戦」の被害者の遺族と会い取材を進めていく中で様々な事実を知る。父親が、靴職人でありどんなに家族思いであったのか、その父がパーキンソン病にかかり病院に送られ帰らぬ人になったこと。ナチス・ドイツには、病者や障害者を「安楽死」の名の下にガス室で殺害することを知らされた。まったくひどい話だった。更に、ヒトラーの指示に従い、人目に付きにくい施設「クラーフェネック城」が選ばれそこにガス施設を設置したとのことが示された。その取り組みは、「ドイツ国家」の遺伝子的かつ経済的に負担となる「個人を排除」する「人種的優生政策」だという。国家のため個人を抹殺するという恐ろしい政策だと思うし、「障害者が真っ先に犠牲となる構図」は今も変わっていない。

視覚障害者であり、日本の障害者運動をリードしてきた藤井克徳氏が述べているように、「障害者を抹殺しても、権力者は次の弱者、病気の老人、子供、女性を迫害する。」という。まったくそのとおりだと思う。そして、過去の悲劇を繰り返さぬため、「ガス室」や「殺りくの現場」を保存し、後世に伝えていることは誠に必要不可欠なことと感じた。

死の門に繋がる線路

現在の我が国の状態と重なる思いで重い内容であるが再び番組に吸い込まれていった。

番組冒頭に真っ直ぐに伸びる線路の映像が目に焼き付く、「ベルリン・グルーネヴァント駅一七番線」の線路だ、「アウシュビッツ強制収容所」の死の門に繋がっているのだ。

藤井克徳氏が、線路前の床に刻印されているプレートに手を接触させて、ガイドの声を聴きながら質問している状態が印象的だった。「1943年11月８日」「50人のユダヤ人」「アウシュビッツへ」と記されていた。このように、床に敷き詰められたプレートには、「日付」「行き先」、そして「運ばれたユダヤ人の数」が刻まれているのだ。なんと恐ろしいことだ。それと共に、「20万人もの、精神障害者や知的障害者が、ガス室で安楽死させられた」ことが頭に残って消えない。重たい気持ちのなかで、今夜の番組が推移していく。

虐殺の実態と作業所

ドイツ国家の、優生思想を背景にした「障害者虐殺の実態」を知るために、ドイツを訪れた藤井克徳氏が是非とも訪ねたい場所があった。ナチス政権下、ベルリン市内で作業所を経営していたオットー・ヴァイトというドイツ人視覚障害者が創業した「オットー・ヴァイト盲人作業所」だ。ヴァイトは、ほぼ全盲になった後、ほうきやブラシを製造する小さな工房を創業し、自らの命を危険にさらしながら、過酷で厳しい状況にあったユダヤ人障害者を救ったのだ。

彼は主として視覚障害者と聴覚障害者のユダヤ人約35人を雇い続けた。当然リスクを伴う行為だったが、ヴァイトは「国防上重要な」製品を作っているからと主張し、時には、当局に賄賂を手渡して、ユダヤ人の障害者が強制収容所に送られるのを防ごうとしたのだ。彼らを救うためにあらゆる手段を講じたことが番組により示された。

番組クルーは、「盲人作業所博物館」を訪ねた。階段を上ると、きれいに改装された空間があった。当時の工房の様子が再現された部屋の中で「ブラシ」をつくる機械を触る藤井氏の嬉しそうな姿が目を引いた。作業所の中を進むと、奥の部屋の洋服ダンス（模型）の裏に隠れ家があった。

ここだけは改装をまったく施さない状態で残してあったのだ。この、部屋では、最終的に大戦を生き延びたごくわずかな生存者のことが紹介されていた。しかし、ナチス政権がユダヤ人迫害を強化する中で容赦なく、ユダヤ人障害者から、希望や人間の尊厳、すべてを奪っていく。ヴァイトの尽力も空しく、第二次大戦末期ほとんどの従業員がゲシュタポに連行され、そして「アウシュビッツ」でその命を落としていることが示されていた。

しかし、オットー・ヴァイトと盲人作業所のことは歴史に残され、過去の悲劇を繰り返さぬための指針となっていると感じた。

ベルリン陥落

1945年にベルリンは陥落し、戦争は終わる。全ての「強制収容所」は解放され、ユダヤ人への迫害も終わりを告げた。

藤井氏は語る、「今回はっきりしたのは、いわゆる一般論で働く能力がないからとか、あるいは社会のお荷物といわれてきたけど、改めて、誰にとって価値がないのかということ、戦争を進めて行くものにとって時の権力にとって、価値がないものという、非常に強者の論理。弱い者に問題が集中するというのは、現代とも日本とも繋がっているな。例えば虐待だとか、たとえば経済事情が悪くなっていくと、真っ先に障害者が解雇されてしまうとかいう事実はあまたある訳なので、この辺から問題点を察知する力をやはり磨くというのも大事じゃないかな」と。

ユダヤ人障害者は、二重の差別と迫害を受けていたことを番組によって知らされた。

道路に埋め込まれた小さなプレートがある。ナチスの犠牲者、一人ひとりが住んでいた場所にある「つまずきの石」と呼ばれる記念碑だ。犠牲者の名前となくなった時期や場所が刻まれているのだ。過去を忘れないようにドイツ国内外に埋め込まれているという。

いま彼らは、私たちをどうみつめているのだろうか。最後に映された「つまずきの石」は、この番組にとって、また私達にとって「過ちを二度と繰り返さない」という象徴的な映像だなと思った。

更に、藤井氏の講演を聴き、改めて「優生思想」がもたらす差別と迫害の恐ろしさを考えたのである。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2020.8.15 SSKP 通巻第7484号

●障がいプロフィール

つながりを創ること

東京都支部　三井　智哉

私は18歳のときに交通事故で頸髄損傷を負いました。

私は東京生まれ東京育ちで、現在も東京に住んでいるのですが、大学では生物産業学をフィールドの中で学びたいと思い、北海道で一人暮らしをしていました。障害を負ったのはその北海道で一人暮らしを始めた年でした。

受傷後すぐに手術を受け、数週間後にリハビリテーションのために北海道唯一の脊損専門病院である美唄労災病院せき損センター（現北海道せき損センター）へ転院しました。転院先では専門知識の豊富な医師やＯＴ、ＰＴそして同じ境遇にある入院患者や時々顔をみせる先輩当事者たちに囲まれて、とても充実した日々を過ごすことができました。

当時の目標は大学に復学することでした。復学にあたっての課題に取り組んでくれる環境と情報共有のできる場所が、せき損センターには当たり前にありました。相談したことはさまざまですが、なかでも北海道ならではのことを教えていただいたのが特に印象に残っています。例えば、冬になると車いすも自動車と同じように冬用のごつごつした太めのタイヤに履き替えることを教えてもらいました。また、毎日の雪かきはどうしているかと一人暮らしの先輩当事者に尋ねたところ、業者と契約して雪かきをしてもらう方法があることも教えてもらいました。地域の当事者と交流することで有益な情報を数多く得られたのです。

そんな日々とも別れを告げ、受傷から約１年後、私はせき損センターから300Km離れた大学のある町へと戻り、念願の生活復帰をします。

復学～地域生活で待ち受けていたのは……

ついに生活復帰を果たした高揚感もつかの間、大学生活が始まるとそこで山ほどの問題にぶち当たりました。大学からは多大なる配慮をいただきましたが、忙しさで体調管理がおろそかになったり、農業系の大学ならではの実習の授業が大変だったり。バリアフリー化がさほど進んではいなかったので、街に出ても思ったよりも行けない場所が多かったですね。

一番問題だったのは、やはり北海道といえばの“雪問題”です。容易に想像できるかと思うのですが、雪と車いすって相性は最悪です。冬用のタイヤに履き替えても雪の中で立ち往生したことが幾度となくありました。本当に毎年春の雪解けが待ち遠しかったです。

当時の私は、相談する先や解決に取り組む環境を有していませんでした。単純に同じ境遇の当事者が大学周辺にはいなかったこともありましたし、私自身も地域とのつながりを持とうとしていませんでした。脊髄損傷に詳しい病院が近くにはなく、医療面でも苦労しました。今考えると、つながれなかったこともそうですが、自分からつながろうとしなかったことへの後悔の気持ちもあります。

復学から卒業までの３年間、事あるごとに痛感させられたのは、地域で暮らすことの大変さと当事者同士の横のつながりの大切さでした。

ピアサポートを通してつながりを

大学卒業後、私は４年間過ごした北海道を離れ、東京に戻りました。気候、環境の面では大きな変化がもたらされました。雪がめったに降らないのは、本当に安心しましたね。

そして、自分にとってとても大きかったのが、東京で新たに当事者同士の関係を構築できたことでした。それからは、何か問題に遭遇しても気軽に周りに相談したり、情報共有できるようになり、そこから得られるものが生活に与える影響の大きさを感じました。

今は４年前に入会した全国脊髄損傷者連合会の東京都支部で、当事者としての立場を生かしたピアサポートに注力しています。私の今後の目標としてはこのピアサポートを通じて傾聴をしながら、復学後のかつての自分と同じように今つながりを求めている人とつながり、このつながりを強固なものにしていけたらと、そう思っております。

●障がいプロフィール

「東京迷路」独居で生活環境

東京都支部　祐成　常久

東京は住みやすい街だと思い暮らしてきた。2009年12月23日、仕事の打ち合わせの帰り道で、階段からの転落事故で頸髄損傷（C－4・5・6・7）で1年間寝たきり状態が続き、リハビリのお蔭で電動車いすで、外出ができるまでに回復した。しかし身体全体のシビレ特に手首から先が動かなく、寒くなればなるほど動きづらくなります。内部疾患も下肢部分は特にひどい。病状説明をしていると限りがなくなる。

退院した次の日、車いすから転げ落ち、セキュリティーなど確立されていない時期で、身動き一つできない。大声を出しても隣に聞こえることは、非常に難しい現状でしたが、「助けを求める」声を出すしかありません。1時間が過ぎ、情けない惨めさに涙があふれ、それでも大声で叫ぶしかありません。

気付くとベランダから警官らしき人が声を掛けています。鍵部分を叩き壊そうとしていますが、ワイヤー入りのガラスなので壊れません。そこにレスキュー隊が到着して、ガラス窓を壊す寸前に、鍵を持っている友人が来てくれました。

ドアが開く音を聞き安心、レスキュー隊員の声に反応して、病院にゆかずに済みました。セキュリティーの安全性を高めれば高めるほど障害者にとっては、密室になってしまう怖さを感じました。

本題に入ろう。東京は迷路である。退院して1年目から自立支援法と介護保険制度を利用しながら社会に向けての活動を始めました。電動車いすを使い街に出ると、危険が私の周りにたくさんある事に気付かされました。電車・バス・タクシーに乗る時、歩道・車道・緑地帯や点字ブロックなどに隠されて、景観だけを重視している事に気付かされます。

「トイレについて」

都営地下鉄浅草線の浅草橋駅、人形町駅の（だれでもトイレ）3S（整理・整頓・清潔）の悪さ、朝の通勤時間帯に使用するも荷物の置き場がないに等しい。

使用頻度が多い事は分かるが、清掃員を多く入れるべきであり、常に清潔な状態を保つ事により、使用する人の意識が変わると思います。

都電（三ノ輪～早稲田）を利用の際、あらかじめ障害者トイレ・だれでもトイレのある場所をリサーチする必要があります。聞いても分かりづらく、いざトイレを使用するも汚く、ちゅうちょする事があります。

「エレベーター・エスカレーターについて」

1）私が良く使っているJR東日本の総武線・総武線快速の新小岩駅は、障害者にとって使いづらい駅です。改札口から通路に降りるにも、1回リフトに乗らなければなりません。エレベーターがないので、各ホームに上がるエスカレーターのわきに待機します。係の職員が来て、エスカレーターの調整をして乗り込みますが、その間10～15分掛かります。ホームについて定位置の指示に従い待ちます。職員が「下車する駅と連絡を取りますのでお待ち下さい」その間、電車が1～2本、目の前を過ぎて行きます。

2）JR東日本の秋葉原駅の事です。午後8時30分頃、秋葉原の職員と総武線各駅下り方面で職員が下車する新小岩駅と連絡を取ったところ、エレベーターが（新小岩駅は、エスカレーターのみ）今は故障してしまい、錦糸町駅で快速電車に乗り換えて下さいと説明され、私がエスカレーターが故障と聞くとエレベーターと答えます。では錦糸町駅で乗り換える電車は何時に来るのですかと聞き返し、職員の返事は分かりません。当方もヘルパーさんの時間もあり、“調べて下さい”と半分強い口調で聞くと、また分かりませんの返事、時刻表は持っているのでしょう？持っていないと平然な顔をして答えます。らちが明かないので、駅長か助役を呼んでくれと頼むと、何しろ錦糸町駅まで、乗車ください、職員も顔つきを変えて、早くこの能書きを言っている障害者を排除したい姿勢がありありと見える。

助役が対応するも、私はどこで待つのも同じではないか、だから新小岩駅まで行く事を再三再度お願いする。その間約1時間半が過ぎていた。新小岩駅に着くと4～5人がスタ

ンバイし、人力で階段を降ろしてもらう。階段下には、老夫婦の車いす対応の方が、やはり長く待たされていたのでしょう、顔を見合わせ途方に暮れていました。私が新小岩駅の職員にホームに上げられないのと尋ねると、はやく人力で上げるべきと答えてくれ、老夫婦に謝罪していました。

翌日、国交省の鉄道部にこの状況を説明して、落下の対応処置をお願いするも、「分かりました、注意をして置きます」担当者の返事だけでした……。

「連絡ミス」

講師の仕事が終わり総武快速線新日本橋駅から新小岩駅下車を依頼、20：47発の千葉駅に職員の指示通り乗車し新小岩駅に到着、新小岩駅で待機している職員がいない。新日本橋駅で私と職員の話を聞いていた見ず知らずの乗客の方々が、ホームに降りて探してくれるも“いない”。アナウンスのないまま電車のドアが閉まり、発車してしまいました。次の停車駅は市川駅で男性の方、女性の方が市川駅で職員を探してくれ、男性の方が乗客の皆さんに声を掛けて５人の男性の方々に電動車いすを持ち上げて、ホームに移動してもらいました。その間女性の方が、市川駅の職員に説明していました。男性の方、女性の方が涙を流しながら、職員に「余りにもかわいそうだ」「無責任すぎる」と訴えて頂きました。お世話になった方々の連絡先を聞くにも、発車のベルがなり“ありがとうございます”の言葉だけの感謝の気持ちを伝えるだけでした。市川駅の若手の職員は何度も何度も平謝りで、私が恐縮するほど謝り続けていました。しかし新小岩駅に到着すると、何事もなかったように、２人の職員は、いつもの対応です。私が今回のトラブルの原因を問いただすと、「謝り」、探したのですがお客様が見つからない、でも新日本橋駅から連絡は受けていたのでしょう、と聞き返すと返事は、シドロモドロ、何しろ明日の朝、駅長さんから連絡が欲しいと名刺を渡し家路に急ぎました。

翌朝、斉藤駅長から連絡が入り当直の職員から事情を聞き“本当に申し訳ありません”、当方の連絡ミスを認め、障害者に対応する研修を１カ月掛け行う、二度とないようにいたします。こちら側のお願いで、見ず知らずの方々に感謝の気持ちを伝えたいので、新日本橋駅にポスター大の感謝文を貼りたいと要望するも、そのような事はできないと冷たい返事でした。ムカッと来ましたが、腹に収め、いずれ変えてやると決め、今に至ります。

「駅の構造の問題点」

ＪＲ総武快速線の新橋駅は地上に出るまでに、エレベーターがなく、エスカレーターで４回乗り継ぎ、25分掛けて地上にでます。職員もエスカレーターに車いすを固定する事に手間どっていました。新橋駅の改修工事は、もう10年かけて行っていると思いますが、いつでき上がるのでしょう。

東京メトロ半蔵門線国会議事堂前駅も同じでエレベーターがなく、職員の人力でエスカレーターを上がり降りをしていました。最近エスカルが設置されましたが、設置場所が悪く、地上に上がる時間が25分くらい掛かります。都営三田線の西巣鴨駅は、指定された場所での乗り降りはホームに盛り上がりがあり、車両との段差をなくし自由に乗り降りが可能です。

「接遇の問題」

京成バスで新小岩東北広場前から浅草寿町行きに乗る時、始発バスなので一番前に並んで、運転手さんに行き先を伝え、バスの降車口に回り待っていると、運転手が“突然乗るのですか”とキレた感じで運転席から叫んでいます。乗りますと先ほど「言いましたよ」と返事を返すと、ドライバー用の手袋をして渡り板を投げ出す様に音を立てて設置作業を始めました。乗客している人もビックリして終わるのを待っていました。終わると手袋の汚れを気にしながら、私の乗り込むのを見ています。私が後ろが危ないので「手伝ってよ」と頼むと、ただ見ているだけでした。発車のアナウンスで「車いすの方が乗車のために時間が遅れました」。このバスは、ノンステップではないです。運転手の名前を覚え、翌日に江戸川営業所に電話、担当者が応対しビデオチェック後、謝罪の言葉と職員全体の研修を行います、その運転手には、厳重注意をしますと返事があり、電話を切りました。

年齢と比例して、車いすでの生活が苦しくなりつつあります。渋谷駅周辺の区画整理による景観重視の開発、公共交通網の乗り降りの複雑化、この問題については、今後に課題として残したいと思います。

車いすでの入店拒否をされたお店がありましたので、情報共有させて戴きます。脊損者は車いすユーザーが多いと思いますので、有益な情報かと思います。

札幌支部よりの発信

入店拒否されたお店ですが「大同生命ビルmiredo」に入居している「天ぷらの弥平」というお店です。

経緯といたしましては、６月14日13時ごろに上記のお店の列に並んで、私の入店の番になった時に、突然スーツを着たマネージャー風の男性に車いすでの入店が不可能であることが告げられました。驚いた私は付き添いのヘルパーさんを通じて「奥の広いスペースではダメなのか？」とか「入り口付近の邪魔にならない場所ではどうか？」「予約したら入店できるのか？」などいろいろ提案をしましたが、一つも取り合っていただけませんでした。

マネージャー風の男性から「他のお客様の通行の妨げになる」「カウンター席の高さと車いすの高さが合わない」など、ありとあらゆる言い訳をされて、入店拒否されてしまいました。

全く合理的な配慮もされず明らかに法律違反であるにも関わらず、相手は聞く耳を持たずただ拒否され続け、尊厳を傷つけられた思いです。

連合会の皆様にはこんな悲しい思いはさせたくないので、今回情報共有させて戴きました。よろしくお願いします。

合理的配慮　企業も義務

障害者差別解消法巡り有識者委員会

内閣府の有識者委員会は、障害がある人の社会参加を推進するため、負担が過重にならない範囲で障壁を取り除く「合理的配慮」を企業に義務付けることを検討すべきだとの意見書案を示した。障害者差別解消法の見直しを協議している。現在、企業は自発的行為を促す努力義務規定にとどまっている。

障害の有無で分け隔てられることがないよう取り組むべき措置を定めた同法には、合理的配慮の規定があり、国や自治体は必ず行わなければならないとの義務がすでに課されている。企業にも義務化を広げることで、共生社会の実現につなげたい意向だ。

意見書は同時に、早急に義務を課すことに対して企業側の不安もあることを踏まえ、義務化に向けて企業が自治体などに相談する体制の充実や、一定の周知期間の必要性も提案した。負担が増えるとの慎重意見が根強いことが背景にある。

委員会で障害者団体の委員は「義務化を進めてほしい」と早期導入を求めた。企業側の委員は「企業の自主的な取り組みを推進する余地がある。義務化するなら、周知期間が必要だ」とする意見を述べた。

障害者差別解消法は2016年に施行された障害を理由とした不当な差別的対応を禁止し、費用や人手が過重な負担にならない範囲で設備やサービスを提供する「合理的配慮」を求めている。

1977.12.3 第３種郵便物認可
(発行日)2020.8.15 SSKP 通巻第7484号

万華鏡　15　コロナを生き抜く障害者の思想①

千葉県支部　出口　臥龍

苦境の中にあってこそ、人間の真価は問われる。感染症に自ら罹患しようと考える人はいない。だから極端に、罹患者を排除しようとする。もともと日本人社会には互助精神という美徳があったのに、戦後75年、日本人の精神はなんて下卑てしまったんだろう。罹患者を犯罪人扱いする。他府県ナンバーの車に嫌がらせをする◆戦後、世界は大きく変化した。科学技術の発展は、人間関係の在り方をすっかり変えてしまった。とくにコンピューター、スマホの普及は、人類に計り知れない恩恵をもたらせた。ところがこの文明の利器は、人間の「えげつなさ」をも引き出した。いじめ、差別、誹謗中傷だ◆筆者は要介護５の完全四肢麻痺患者だ。介護者がいなければ、三日と生きてはいられないだろう。１月半ばにコロナウイルスの発生が報じられたとき、絶望的な気分になった。我が家には20人からの看護師、介護士がはいってくれているが、腰が引ける人が出るに違いない。「終活」ということを真剣に考えた７月に入って、我が家の近くの保育園でクラスターが出た。母親であるヘルパーさんが「どうしましょう」と申し出た。リスクを背負うほど安全なものはない。「続けてください」と私はお願いした。

令和２年７月豪雨災害支援金のお願い

本年７月３日から熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地において集中豪雨が発生しました。熊本県南部を中心に死者数は60人以上になっています。被災された皆様にはお悔やみ申し上げます。当会においても支援金のお願いをしています。

〔記〕

【お振込先】

１、銀行振り込みは……三井住友銀行　葛西支店
普通　４７５７６６０
口 座 名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

２、郵便振替は……００１１０－２－１７００７６
加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

また今後も全国各地で災害が発生したときのために継続的に支援金の募集をさせて頂くことになりました。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

代表理事　大濱　　眞

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

避難情報 指示に一本化

逃げ遅れ減へ勧告廃止 内閣府

内閣府は、災害時に自治体が出す避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する方針を明らかにした。二つの違いの分かりにくさを解消し、逃げ遅れを減らす狙い。中央防災会議の作業部会で了承を得て、来年の通常国会に災害対策基本法の改正案を提出したい考え。勧告と指示が同法で規定された1961年以降初の見直しを目指す。

内閣府の方針では、避難勧告は安全な場所への移動に必要な時間を考慮して前もって発令され、住民はすぐに避難を始める必要がある。指示は災害発生が切迫している場合に重ねて避難を促すのが目的で、発令されない場合もある。

ところが違いは正しく理解されておらず、避難指示が出るまで動かず逃げ遅れてしまう事例が後を絶たない。防災情報を5段階に分類する大雨・洪水警戒レベルで、勧告、指示ともにレベル4に位置付けていることも違いを分かりにくくしている。

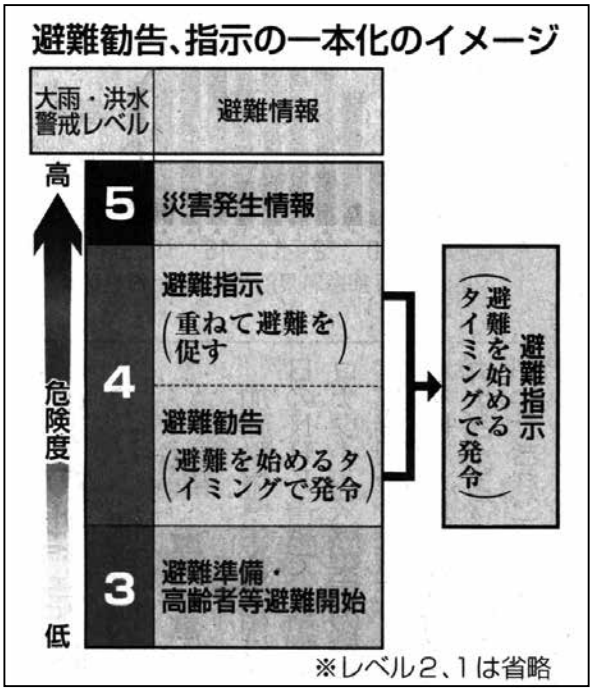

内閣府の見直し案は、避難勧告を廃止し、これまで勧告を出していたタイミングで避難指示を発令する。これにより、詳しい知識がなくても「自治体が避難の情報を出したらすぐに安全な場所へ移動」と覚えやすくなる効果が期待できる。

ただ、それでも逃げない人はいるとみられる。自治体首長からは、一本化した避難指示の後に「さらに危機を伝える手段が必要」との指摘が出ており、住民に安全確保を促す新たな呼び掛けを検討する。

内閣府は近く、作業部会に見直し案を指示。今夏に予定している中間まとめに方向性を盛り込む意向だ。

警戒レベル 見直し必要

●災害心理学者 広瀬氏に聞く

警戒レベルの問題点など気象災害時の防災情報や避難をめぐる課題について、東京女子大の広瀬弘忠名誉教授に聞いた。

―警戒レベルについてどうみているか

「避難率の向上を狙って導入したのだろうが、情報が複雑で分かりにくい。避難につながっているとは言い難く、見直しが必要だ」

―具体的にどう改善すべきか

「災害は段階的に起きるわけではない。レベルを設けたことにあまり意味はないと思うが、現在は同じ警戒レベル4となっている避難勧告と避難指示（緊急）のレベルを別にするか、反対に勧告と指示という情報を一つにまとめるといった改善は必要なのではないか」

―避難対応の全般を見渡して見直すべき点は

「気象災害の激化を踏まえれば、国と自治体の『分業』を続けるのは困難だ。広域

で被害が予想される場合は都道府県、さらに規模が大きければ国が呼び掛けるといったように主体を変えることが一つの手だ。そうすれば住民も、いつもとは違う事態であることを認識できる」

―何度も早めに避難を呼び掛けることにはマイナス面もある、との意見が市町村からは出ている

「避難しても災害が起きない『空振り』を懸念しているのかもしれないが、危険が予想された場合に逃げなくていいということはない。避難を習慣づけるべきだ。なぜ空振りになったかをフォローし、避難行動が無駄ではなかったことを伝える工夫が必要だ」

未明の特別警報、効果は

～熊本・球磨川氾濫～

雨量急増、予測できず

停滞する梅雨前線の影響で、九州や中部地方を中心に記録的な大雨となっている。命を守る最善の行動を促す警戒レベル５相当の「大雨特別警報」が熊本、鹿児島、福岡、佐賀、長崎、岐阜、長野の７県に相次いで発表されたが、熊本では「日本三大急流」の一つとされる１級河川・球磨川の氾濫で甚大な被害が発生。台風接近時のような事前の警戒の呼び掛けはなかった上、未明に雨量がかさんだことから、専門家は「避難のための情報が十分伝わらず、住民は避難行動を取ることが難しかったのではないか」と指摘。

数十年に一度の大雨が予想された場合に気象庁が最大級の警戒を呼び掛ける大雨特別警報が発表されるのは、2013年８月の特別警報の運用開始以降、８年連続。今回対象となった７件のうち、福岡、佐賀、長崎、岐阜の４県は、「平成最悪」となった18年の西日本豪雨でも大雨特別警報が出されている。関東を縦断した昨年10月の台風19号の際は、神奈川を含む13都県が対象となり、これまでで最多となった。

今月３日から４日にかけての大雨で、鹿児島県とともに特別警報が出た熊本県の南部では、総雨量が500㍉前後に達した。ただ、３日の雨量は100㍉前後にとどまり、日付が４日に変わることから一気に増えた地点が多い。

芦北町で１時間に120㍉以上、八代市でも同約120㍉、人吉市や球磨村では同約110㍉―。

球磨川流域の各地で猛烈な雨（１時間80㍉以上）が捉えられ、熊本地方気象台は４日午前３時半から同８時45分までに「記録的短時間大雨情報」を６回発表。さらに警報が出された同午前４時50分だったため、住民がすぐに気付くのは難しかったとみられる。

市街地を中心に大きな被害が出た人吉市が「避難指示」（警戒レベル４）を市内全域に発令したのは午前５時15分。球磨川の「氾濫発生情報」（警戒レベル５相当）が最初に出されたのは避難指示の40分後で、その時点では既に避難所などへの移動が困難な状況になっていた可能性が高い。

一方、これらの地域に「大雨警報」（警戒レベル３相当）が発表されたのは、３日午後８時49分が最初。避難行動が取りやすい夕方の段階で出ていたのは大雨注意報（警戒レベル２）だった。気象庁関係者は「３日の段階では、熊本南部であれほどの雨が降るとは予想できなかった」と説明する。予想は200㍉だった。

災害時の避難に詳しい東京女子大の広瀬弘忠名誉教授は「避難には一定の判断や準備の時間が必要で、未明に特別警報を出しても行動を誘発できない。住民が危険な状況に気付いた時には、２階に上がるしか選択肢がなかったのではないか」と今回の情報発表をめぐる課題を指摘。「暴れ川」の球磨川流域では洪水被害が繰り返し起きてきたことも踏まえ、「気象災害に関しては、地震や火山の噴火と比べ、ある程度の予測ができる。正確さが十分でなくても、前もって危険を知らせるように見直すべきだ」と強調する。

神奈川新聞

組織部報告８月

●新入会員
石川県支部　森　　宏　尚

●死亡退会
謹んでお悔やみ申し上げます
山形県支部　杉　浦　文　明　様

＜編集後記＞

東日本大震災の被災者救済として建設された、いわゆる災害公営住宅への入居募集に応募していたが、この度無事入居できることになった。広大な敷地に３階建て16棟が建設され、323世帯が入居できる。各棟にはバリアフリールームが１部屋ずつ設けられているし、３階建てでもエレベーターが設置されている。電動車いすを使用しているので、当然バリアフリールームに入居したのだが、バリアフリーとは名ばかりで、設計者は単に段差をなくして手すりを付ければ、バリアフリーだと勘違いしているのではないかと疑わざるを得ない部屋だった。まずは駐車場。３・５メートルの幅は基準を満たしているものの、斜線部の反対側に砂利が敷いてあって車いすが侵入できない。入り口のスライドドアの戻る速度が速すぎて容易に入室できない。車いす対応になっていない浴室。手摺りに滑り止めの機能がない等々問題だらけのバリアフリールームだ。駐車場の砂利の部分については、コンクリートで補修してもらうことになったが、スライドドアについては、業者に速度調節をしてもらったが、これ以上遅くはできないとのこと。このドアは防火扉の役割を担っているので、途中で止まる構造であってはならないらしい。建築物等のバリアについては、設計者の技量や配慮に任せるしかないのが現状である。その他改善が必要な個所については、今後の設計に反映するよう、県の管理部署に資料を提出した。　（谷）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和二年八月十五日発行　SSKP　通巻第7484号

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

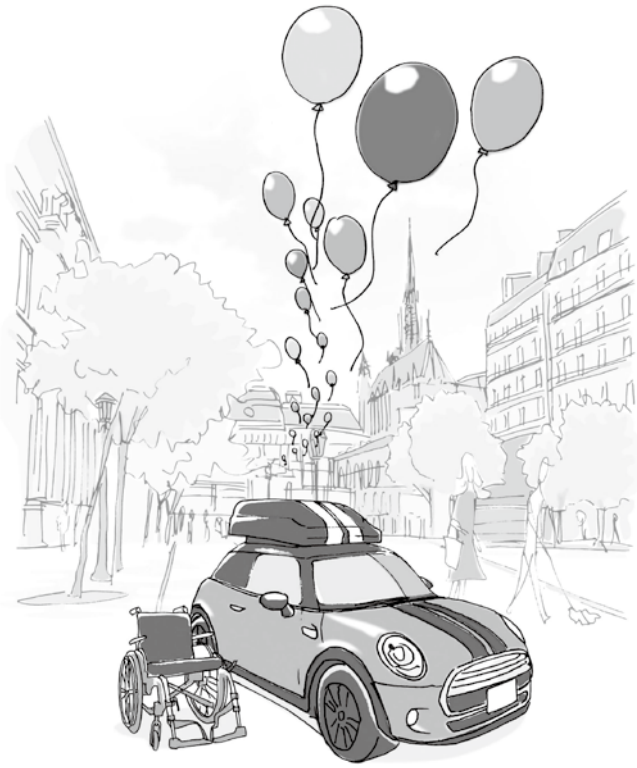

Happy car life

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

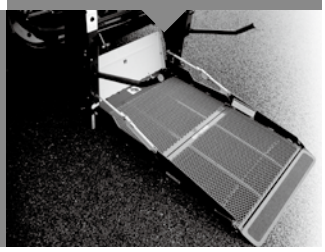

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
村上ビル102
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷